

公 募 公 告

「福井県大阪事務所 観光・物産案内等業務に係る労働者派遣」委託業務について、企画提案書の提出を求めるので、次のとおり公告する。

令和8年2月20日

福井県知事 石田 嵩人

1 企画提案書の提出を求める事項

(1) 企画提案書の提出を求める業務の名称

福井県大阪事務所 観光・物産案内等に係る労働者派遣業務

(2) 業務の内容

「福井県大阪事務所 観光・物産案内等業務に係る労働者派遣に関する公募型プロポーザル実施要領」を参照のこと。

本業務は、福井県の令和8年度実施事業です。

令和8年福井県議会2月定例会において、本業務に係る令和8年度当初予算案が可決・成立しなかつた場合は、本業務は実施しないこととし、契約締結は行いませんので、あらかじめご了承願います。

2 企画提案書を提出する者に必要な資格

企画提案書を提出することができる者は、(1)から(10)までに掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第146条に基づき知事が定める一般競争入札参加の資格を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (3) 福井県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止期間中に該当する者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (5) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第5条第1項に規定する労働者派遣事業の許可を受けている者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成27年法律第73号。以下「改正法」という。）附則第3条第1項の規定により労働者派遣法第5条第1項の許可を受けたものとみなされた者および改正法附則第6条第1項の規定により労働者派遣事業を行うことができる者を含む。）であること。
- (6) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会もしくは同協会が指定したプライバシーマーク指定審査機関が認定するプライバシーマーク登録証を受けている者であること。

- (7) 福井県の全ての県税に滞納がない者であること。
- (8) 大阪府内に本店、支店または営業所等の事務所を有している者、または契約締結までにその予定のある者であること。
- (9) 提案を求める業務と同種または類似の業務を履行した実績を有するものであること。
- (10) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 実施要領等資料の交付

（1）交付場所および交付方法

福井県大阪事務所（大阪府大阪市中央区瓦町2丁目2番14号）で交付、または福井県大阪事務所のホームページに掲載するデータのダウンロードのいずれかの方法によること

（2）交付期間

令和8年2月20日（金）から令和8年2月27日（金）まで（土曜日、日曜日および休日を除く）の午前9時から午後5時まで（ダウンロードの場合を除く）

（3）交付する資料

- ・「福井県大阪事務所 観光・物産案内等業務に係る労働者派遣に関する公募型プロポーザル実施要領」
- ・契約書（案）
- ・業務仕様書（案）

4 プロポーザル参加予定の登録について

当該プロポーザルへの参加を予定する者は、下記により、参加の登録をすること。

（1）提出書類

「参加予定登録票」（様式1）

（2）提出方法

郵送または電子メール

（3）提出期限

令和8年2月27日（金）午後5時（必着のこと）

（4）提出先

〒541-0048 大阪府大阪市中央区瓦町2丁目2番14号

福井県大阪事務所 宛
TEL 06-6231-1023
E-mail osaka@pref.fukui.lg.jp

5 企画提案書等の提出

(1) 提出書類および提出部数

提出書類	提出部数
福井県大阪事務所 観光・物産案内等に係る労働者派遣に関する企画提案書（様式2）	正本1部 副本5部
労働者派遣事業に係る許可証の写し（改正法施行の際、現に改正前の労働者派遣法に基づく一般労働者派遣事業に係る許可を受け、または特定労働者派遣事業に係る届出を行っている者については、一般労働者派遣事業に係る許可証の写しおよび受理された旨が記載された特定労働者派遣事業に係る届出書の写し）	1部
プライバシーマーク登録証の写し	1部
福井県税を滞納していないことの証明（令和8年1月1日以降発行のもの）	1部
会社概要説明書（会社案内など大阪府内にある事務所についての説明があるもの）	6部
財務諸表（直近の決算3年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写し）	1部
提案を求める業務と同種または類似の業務の契約実績に関する書類（契約書の写し等）	1部

(2) 提出方法

持参、郵送（配達証明）または宅配便（手渡したことが証明されるものに限る。）によること。

(3) 提出期限

令和8年3月6日（金）午後5時（必着のこと）

※提出後の企画提案書の追加および変更は認めない。

(4) 提出先

〒541-0048 大阪府大阪市中央区瓦町2丁目2番14号
福井県大阪事務所 宛

6 プレゼンテーションの実施

企画提案書の内容について、プレゼンテーションを実施する。

プレゼンテーションの日程等は、企画提案書の提出者に別途通知する。

（既提出の企画提案書のみを用い、パソコン、プロジェクター等は使用しないものとする。）

7 契約先候補者の決定

県は、審査会において企画提案書を総合的に審査し、総合点が最も高かった提案者を契約先候補者に決定する。(決定するのは契約先候補者であり、契約締結の決定は9による)

8 審査結果の通知

- (1) 審査結果については、企画提案書を提出した者に書面で通知する。
- (2) 契約先候補者に選定されなかった提案者は、書面により、その理由について説明を求めることができる。この場合において、県は、書面の提出があった日から15日以内に書面で回答する。

9 契約の相手方の決定方法

- (1) 県は、契約先候補者と業務履行に必要な具体的な協議を行い、協議が整った場合は、契約先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書の内容を精査の上、随意契約による労働者派遣契約を締結する。(契約先候補者と協議が整わない場合は、総合点が次点の者と改めて協議を行う。)
- (2) 契約先候補者が、契約締結までの間に2の各号の一に該当しないこととなった場合には、県は労働者派遣契約を締結しないことができる。その場合において県は一切の損害賠償の責めを負わない。

10 その他

- (1) 提出書類は返却しない。
- (2) 提案のための費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出書類に虚偽の記載がある場合は、失格とする。
- (4) このプロポーザルに係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨は、商標および固有名称を除き日本語および日本国通貨に限るものとし、使用する通貨単位は「円」とする。

11 問い合わせ先

福井県大阪事務所

担当者 矢崎

T E L 06-6231-1023

F A X 06-6231-1029

E-mail osaka@pref.fukui.lg.jp